會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 六 第

卷五十二第

쵴

行酸日一月二十年二和昭

本 租社 獨 我 行法施行期日ノ作 浝 志 が Щ ル人口一萬未滿ノ地ヲ定ムル 胩 循 灵 0 ス「富國民論」の 盟 租 代に於ける長 地 の 0) 法 說 j 稅 地 道 \mathbf{H} 3 收 엝 卷總日錄 3.行法 三 依 一新著 域 錄 叢 苑 庫 基 補 件 Jį 礎的考察 助 銀行法施行細 捌 經濟與 法 4 整 $u_{\mathcal{U}}$ 緶 法 셷 浒 <u>옥</u>. Ŋ. 颶 Ņļ. 11 넶 慷 넶 慷 恢 :1: ·I: -1: 汐 中 矢 神 河 見圧 Ш 野戶 郥 之

助

悲

雄郎

郎

德 Ш 時 に於 ける長崎

矢 野

輸

10 那 牛 絲 絹 物 0

w

ŀ"

ッ

Ø)

日

本

楙

史

12

西

曆

第十

七

亚

紀

中

組

生糸

は

В

本の

重

要輸

入品で、

4

n

it

常

カ

なる オ | ガ tz 品 と言つ v 目 オ τ ン 12 あ に船 Ō 0) 12 岌 Ą だ云ふ び當 支 那 脯 ٤ 0) Н が網、 4 ታኔ Ú) 生 諸 述 糸 洮 ~ 7 が 12 頻 あ 重 鮗 要で る。 12 入兆 私 あ から Ō tz 前 L 熋 意 12 る支那 咏 i 於て 12 外 支 なら ジ 那 Þ 貨 ţ ン 柳 7 船 カ۶ 外 0 多 衂 貿易 數 Ō) 積 (] 於 荷 て重 O) 最 Ġ 貴 で 重

7} まで る H 蕵 Ø 本 彼 榯 民 13 がて他 地 IJЯ が を有 卽 和 胸貿 ħ 頄 和 Ų 易 巓 탉 其の 代 0) から 猶 翁 (V) 貿易 初 は平 期 期 戸に於て貿易を行 と称 カゞ 生 盛大 綵 せ ż る 絹 織 極 西 屠 铷 したることを述べ、 め 0 六 一 一 需 П ひた 要が 本 に生糸及 年(慶長十六年)から一六四一年(寛永十八年) 盛 る 時代に於て、 んであつたことは、 び 此 絹 0) 織 生 物 葡萄 絲 を以 及 牙 U て供 絹 が ħ 長崎 織 給 ۷, プ 岉 L לע לע 得 に於て繁榮隆盛 フ 當時 12 J. ル 3 0) 此 點 目 0 12 本 人 口 於 拯

τ

和

關に優れる一

の顯著なる

利

猛

を有

- Murdoch, ibid, III, p. 262.
- 1) Engelbert Kaempfer, The Histoty of Japan, Glasgow, 1906, Vol. II, p. 2) 216.

Ē 本 Ť 圆 に於て 盛 h に費消 t S ñ L U) みならず、 獪 Œ 六九○年(元祿二年)頃に於てもそ

が衰 15 か っ たと言つて居るに τ Š 崩 þ, 7 あ 3

支那 那 せら 絹を産 規定 處し、 10 するこさが E Ш 人は之を携帯 る為 Ē 生糸及び かゞ زن 2 n 絹 雇佣 それ ず、 あ め す ン 叉一 مع 支 3 ぅ ス 那 ill 支那 を受け 漢 糾 Ħ 12 12 テ 水が、 は支那 本 切の土貨を輸出 秱 は の海岸に至ることが禁止られて居たと云ふ記事 ル に供 族 岌 15 私 ~ して日本に來り貿易を行ひしのみならず、 に級疋、 0 び 7 n 2. 其の 之を 近傍 ブ 給 논 君 U) 輸 0) 主 7 するを得 挑膽 出禁制 Ħ 少量すらも之を供給するは密輸出に依 12 詻 J. . 本 依 國 jν 和 i) することを熱せら 12 近或 2 絹 12 外 於て 和關 品で 7 たのは、 は駄載 酸 統 絲 貿易 冶 何 쇪 人 あつた。 等定 を携 は 찬 和 Ę 日 5 Ĵ 關貿易 るも 帶 本の之を需要することが n まり 酉 して 明 胚 ñ Ō 郋 12 て居 は 外 切 0) 8 には清律と同様、 六三七 绵 諸 根 境 12 外國 等を減じ、 據 に出でて販賣 ___ 地 期 0) 葡萄 车 で なく、 Į. حح 明の景禎十年 於て ō が見えて居る。 貿易 和 矛 る外がなか 物貨 人が 巓 支 b ... 猶 那 私 人 ī し或 4 1 H ΙĤ h 闭 帝 船 ~ 葡 τ 對 现 ĪĹ |外境及違禁下海の禁 力 鎖 は 國 つた、 出航 ίτ は凡 褙 あ オ は常 탉 ન્‡ 矛 Ó 4 Ø) B 0) À 殖 少 する者 12 łυ n n. 如 て官没する 量 0) カコ 1 和 猶 ζ 民 6 も拘 闟 攴 H 0) 业 E 本 で を利 那 最 人も 絹 滿 は杖 Ė は 0) 人 洲 艮 と云 輸 らず支 最 絹 外 用 は 12 えし を水 供 百に 図 精 か 征 給 あ 外 服

Engelbert Kaempfer, ibid, Vol. II, p. 216. 3)

12

る貨物

Ö)

總

價

格二、一

[]

四

医八

兩

四二

四貫六百八十匁二萬一千四百十

0)

內

絹

織

物

(Seidenstoffe)のみで

第二十五卷

第六號

四元

50

能

徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて

バ

霝 諪 徳川 ВĒ 代に於 ĩì る長崎 Ó 支那 貿易に 就

繈 坳 兀 生 Мī 糸 11---IJ $\equiv u_b$ 百六 四千 下 U) 十六 货 沒百 坳 八 生 は 合 糸 計 Rohseide) l τ 四 は 僅 د (ا ľ 菡 ---T-PER Hir 0) 함 Μį 第 7f 🖅 τ 当千 あ 耳穴 つ 卽 t 載 ځ 賃 垫 U) 記 L 孙 τ 0) 居 額 る 絹

₹

ュ

1

ス

ラ

ル

~:

w

Ł

は

Ш

0)

初

圳

12

於

τ

は

外

衂

£

h

輸

入

Ū

12

絹

U)

rþ

Ċ

b

牸

12

絹

糸皮

坳

は

F

ż

Ġ 樣 占 Į, ·+. 15 ል 0) 絹 考 紨 絾 生 糸 物 紙 綗 岉 z は 之 41: は 紺 需 產 物 (] 驱 U: -1 ح r る 4 L 減 德 13 糸 7 至 Ų ル ح カ> II.÷ h 0) 僅 L 此 0 他 12 カコ かぎ O) 餃 뛞 10 0) 幕 係 は Ę 腁 は 4: 其 及 日 糸 78 O) 本 -<u>[</u>[] 後 u 12 族 絈 於 1: 땹 紙送 Ŧ τ 當 級 坳 h 頗 O0) 胼 御 原 獪 3 綖 用 料 ば da 著 織 ح 物 ح L 15 L 業 7 6 猶 縺 T 0) 湉 걘 發 H 達 T_1 大 を 受 高 稫 L 貲 0) H 15 輸 な か・ H つ る 入 あ 桐 本 12 爲 狐 h 人 自 1: l 幼 腿 7. 7)> 挏 Ġ あ b は 糆 3

此 0) 1) n 7. は 果 驱 額 τ 11 4 相 官 當 T ġ đ 8 節 0 12 五 ን ፡ 12 0 於 γij τ 拯 楡 入 六三 J. Ġ る <u> 5</u>E \ 0 和 辸 艡 Ş, 船 1 U) Ö 載貨 ௭ 桛 10 1= 於 1; τ っ 絹 12 Ξ 織 ځ 岉 ţ かず 述 F. 補 ~ を 7 Ēî 居 め る

怴 0 졺 佰 z ijĖ Z 15 洒 n かゞ n Ιİ どう 12 ¥, b: ≥′ 뒠. は 1 て Ė か ь 5 生糸 あ ح 0 小 L 72 つ ż さ 云 12 U 0) è 需 7)> 浬 嬱 ٤ ٨ Ш 细 此 かぎ U) چ 涩 少 6 U) な 壉 は か 华 H から つ 12 n 1 tz ₹ II łt ځ H 2 ţ n 玄 O) ン 6 ば 和 ጲ ス Ξ テ な 鬫 M) Q Ġ, ح 船 ル Zo 和 Ð 0) ~ 載貨 0 齭 灁 ,ı 和 言 O) Ŀ PH 煳 9 U) Ιİ 館 8 制 ૠ v 合 O) 長 O) Ŀ 載 は 15 テ カ 貨 依 ۷ v 果 ブ だ つ łŤ τ O) ス Ī は ۳ 旅 虘 쌻 西 は 行

胚

六一六年(元和二年)の

和

籣

人

Ø

H

本

Į.

於

ij

3

貿易

0)

벬

望

13

翽

4

る

報

告

に於

7

毎

车

Ħ

本

Ė

ij

4)

-|-

孙

٣

な

6

支

那

船

0)

· T

p

得

12

b 1:

0)

あ

Ġ

ż

カゝ

11.4

В

本

於

τ

絹

織

伆

O)

記

1=

據

1

12

樣

τ

あ

8

p;

生

糸

は

全

一載貨

رن

六分

0)

- Dr. Oscar Münsterberg, Japans auswärtiger Handel von 1542 bis 1854, S. 239.
- Rechteren, Journael ghehouden op de Reyse ende wederkomste van 5) Oost-Indien door Seyger van Rechteren voor desen Kranck-besoecker in de voorghenande Landen, ende un Geweldige Generaal van de Land-

救濟策として図 かす چر ت 12 よりも重要であつたと云ふことも、 としなければ考へられぬことであるが、 あつたと云ふことも分かつて居な 當局 內 老 絹織物の生産 Ü 絈 稅 物 0) 輸入に が奨励 或る程度まで幕府及び貴族の様な階級 Ü 伙 ので さる \bar{z}_{j} τ 然し當局に國內絹織物を起さんとする考へが あ 日本 ` る 13 一の蒙ぶ 至つたことを意味 德川 榯 る損失が自覺せられたこと、 10 0) 初 期旣 外する 様 に生糸が輸 に思 心に絹織り は 'n ス品 卿 Ő ٤ さう云 さうして 需 要が あれ Ī 車が 網 其の ば あつ 織 11 坳

されることである。 物業を として 衂 起さんとし 私 시 紅 11 縬 絧 柳 쇘 en van Over-Yssel, S. 84. 6) Oskar Nachod, ibid, S. 182.

限ら

n

た階

級

رن

服

Ġ

n

た需要であつても、

それ

が

可能であり、

理解

物

 \widetilde{O}

輸

炗

1-

依つ

τ

百本

の蒙

£

る損失が

自覺

され

tz

結果、

當局

者

石は始め

τ

救濟策

業を起さん

どするに

一至つた

ŧ

のでは

75

į,

様に考

^

30

却つて當局

者

| 図内

絈

絾

第二十五卷

二三五 か

第六號

四 -L:

叢

徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて

徳川時 代に於ける長崎の支那貿易に就 くて 第二十五卷 六 绾 六號

結 巣 盒 獑 濩 火 12 t n から 起 b 樣 (2 な ď, Z n 1= 國 內 0) 平 和 かる Ŀ < 絎 しっ τ 奢侈 U) 風 ħ; 獅 ζ. 盛 h ح 1

b

貴

族

階

級

12

涩

らず

Rij

人階級

i.

Ġ

戍

ぶ

樣

13

15

0

7

盆

3

絹

縦

物

0)

需

要

カゞ

꺒

h

ح

1

ħ,

和

糸

0)

產

業

12

Ш

Ŀ

郞

で共

(:

罐

Ī

生糸楡

Ш

國

どなる

に至っ

たと考

 \sim るので

あ

0)

獎勵 伌 かぇ ح 7 ĺ, 义常局 總川 者 IJ.j 代の Ō) シ之に依 中期 から **ار** τ 末期に及び、 輸入 八生糸をは 抵 衝く 制 ė 輸入生糸の減少を來し、 h どす z 經 濟 的 Ø) 考 ^ ح 遂に幕末に於て開 相 俟 7 養蠶

ル ŀ, n ō) H 本 杯 史 Ę 和 餬 U) Ш 島貿易は П 本三百 年 間 0) 鎖 國時代に於て、 響く Ö) 間 外國貿

易の 約 丰 妎 共 ره 後 (: 於 て三分の 乃至 四 分の ---を示 Ų 之に 關 す á 細 月 0) 岩 Ŧ を點 検す るこ

tz 1: 値 廽 ことで、 床 + ある 近代 S S 12 で 於 옑 Έ H ---1-木 生 U) 輸 ď. H せ 貿 らるる 5 0) こことは 大宗 かぇ 絹 絹 7: ħ\$ 酉 あ るこ 曆 -}-ことを考 七世 紀 慮 12 す 於 3 τ に於 П 木 7 0) K 驱 輸 n は 入品 寍

Īī な 葜輸 n n 入品 (I なら で あ Ð Ő ځ 12 云 から <u>ኡ</u> جَ D3 述 ~: τ あ 8

ろ繁

骇

12

V

3

b

0)

ح

言

ij

絹

は

西

-F-

-1:

脈

糺

r‡1

Ĥ

本

U)

曆

六四○年になると、

それが

一、〇〇七、三五〇「グル

デン」八三九、四五八圓に達

した。

寬文二年、

年

輸

入額

は三

四、000「グル

デン

に過

ੜੇ

なか

つつた。

其の輸

の多くなつ

12

0)

Ł

0)

ŕ 沊

其の

外には

支那

のジ

ャ

ン

ク船

が積

で

あ

5

は

非

常

一六六磅餘、邦貨二六一、六六六圓餘十二グルデンは英貨一磅として、二六、 は寛永十一年、西暦一六三四年頃 職した ė そ ので、 n は主 和蘭 ځ して葡 船 の輸 であ 入額 萄 牙船 Ó こては最初 た 7)3 D: Ś ~ 寬 のことで、此 カ 永一 才 11 か Ł 極 6 年、 輸入 少額 Ħi

「グルデン」に對し、實に七割强を占めて居たのである。 Ж. の輸入年額の七割を占むるには至らなかったのであるが、それにしても、 西暦一六六二年の輸入は一、○七九、○○○「グルデン」で、其の年の輸入總額一、五一八、七八三 |年から寬文十二年、西暦一六七二年までの全輸入價格一二、四一八、〇〇〇「 グルデン」の中七、 ---ル ŀ ッ クに據ると、 寬文五年、 絹は常に當 **西曆一六六** 陫 和崩

○、○○○「グルデン」で、絹は一、六九○、○○○「グルデン」であつたと云ふことであるから、 である。貞享三年、四暦一六八六年から元祿十年、西暦一六九七年までの全輸入價格は約七、○○ 八二四、〇〇〇「グルデン」までは絹であつたと云ふことであるから、六割三分强を占めて居た譯 旣

日本貨にして毎箱銀十貫目(千兩)入三百箱、計三千貫目、 ルに四暦一六八五年(貞亭二年)和關の貿易が年額百五萬「ギルダー」(約十萬英磅)、の 即ち金五萬兩に制限さるるに至

に二割四分强となつた譯である。

和巓人は少からざる不利益を受けることしなり、五個所商人はそれで和巓人が生糸の輸入を少く を得たることを叙し、生糸は最初に賣らるゝので、此等の特許商人は非常の利益を得、それだけ することを防ぐ寫め、 叉五 |個所商人の組合(A company of merchants of the five Imperial cities)が生糸賣買 和崩 船の載貨の少くも三分の一は生糸でなければならぬで云ふ様に、 人の特権 出來

n

Ιť

論

叢

徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて

第二十五卷

二三七

第六號

四九

强制し様とした様なことが書いてある。

Muldoch, ibid, II, p.

⁸⁾ 263. 9) Engelbert Knempfer, ibid, II, pp. 228, 232-

īī.

論

ナ 朩 " 15 b 잴 曆一六八五 车 に貿 易 額 Ö 制 限 ひせられ しこと、 生糸に對し、 n まで **0**) 樣 1= 支那

產 の Z なら 東京産 , ÷ ン ガ w 產 12 まで b 種 0) 2٠٠ ン カ ١, Ì (Pancado) 'nΣ 適 苚 Š 五 個 0) 肵 下 の

三分 に於 組 合 て多分期 PΩ の一は生 人に O) 糸から成らなけ 待さるべき生糸喩 4 顺 Ħ 25 n 價 ì 格 ばならねと云 入額 Ьš 協定さる の非常 な とことに る臓 ふ規定は發 少を防 な ぅ がっされ 禦する為 たことを逃 た Ø 生糸の Ę 此 值 輸入は實に日 ょ の不 に販 利 賣貨 益な 坳 3 本 郭 O) 少 (: 情

て最 も重要であつた のであると云ふ記 事 が見えて居る。

Π¥ 支那 船 舶 0) 生 糸 輸 入額 は どれ 程 あつ 12 Þ ٥ jį 年 に其 0) 貿易 額 ű 銀六千 IJ

と定定

め

h

對し

<

ので あ 3 かず 鄞山 矢張 b 少 ζ も供 の三分 ----は 生 糸 で なけ n ば なら な か 0 12 ので は な (, カキ o 金井 後行

外 3 は 長崎 閾 b 丽 白 市 法沿 糸 中 三ケ 11 恐らく Ę 貞享 花 支那 肞 貨 四 船 物 年 白糸 舶 Ü 0) 加 輸 ል Ŧī. 호 簡所 ズ 八生糸に 文 锏 狩 Ū 定額 Ť, 見えて居 銀 其の 二千 楡 貫目 S_o 入貨物 を更 私 は今共 0) め千二百貫目 全價 の根 格六千 據を飲 貫目 ح Ų 索すること能 Ö ιþ 他 の三分 O) 八 冒 Ø U H

2 Ħ

卽

崀

自

まで

は

必ず

0)

12

生糸を以て輸入すべきものと定め、 夫 故 に關 Ē 買収 御定銀額 する爭訟事件あり、 らせ候事 の内にて此等 肝要に候、 又正德 Õ 其子 類買 之を割符 힚 絗 $ar{oldsymbol{oldsymbol{I}}_{1}}$ は £[£₁₂₅ 此等の Ø) 糸 岩殘 新 خ 例 넒 ī 12 り荷 ł N 惣じて 治賣 坳 Ō で 水 殘 は 唐荷 あ h 有 ã 芝 ŧ Oskar Nachod, ibid, S. 390. 10) 畸陽群談卷四、唐阿蘭陀方商賣之儀申付候大意之事

候

へば仮賣

の方へ

出

る品

にて候、

b

出

Ď

候

0)

內反物、

糸類

人參、

辟

香

頮

最初

Ċ

カ

真享以後堺に於て

割

筣

特

許權

長崎叢書四、長崎略更下卷、四二三頁

¹¹⁾ 12)

は荒物にて殘 し候様 に仕 か け候て能 候事」 と見え、 絹織物、 生絲の需要多く、 支那輸入生糸の輸

入が如何に利益があつたかは分かる。

絲 氰記 に正徳二年 康熙五十一年 四暦一七一二年 の堺惣年寄に對する長崎貿易に關する覺書が見えて居る。

Ľ 緞 439 は 以來京都 長崎装にお 京都織殿の者 Ő 京都織殿の者共も渡世を失ひ候事は、 **絹紬等代下直にも可能成候由にて、** 独 和米 _h_ いて、 雏 加 浜 仮 Ü 近年打續き糸類すくなく渡來、 和 和 家業をも取綴候様に可住候旨被仰出候、 緑の敷次第に相増 糸を鉱用ひ候て、 織物等の類をも仕出し 候様に仕、 鼠綿 詂 彼是以て甚不可然事共に候、 より **結納等の敷減候事も不可然事に候得共、** 京都織殿の /出候真綿/ 者共 指納等年々共動を減候、 然る所に去年以來、 共渡世を失ひ候山、 前御代思召有>之被;(仰出)候御事に候 且又只今迄系綿等任出 翼綿並精納等商買仕候者共中候處は、 京都にて和糸を用 長崎表へ渡來候織物 法年の春前御代御廳(聰❖)に逢 し候國々は不」及い中、 候事 机 永越 Ĺ ıĿ は 候 44 d 自今以來 O) 樲 7. 具外 る被 Ñ. 縋 413

武冢方並 糸類並真綿/ Ø 々にて 田 | 合者共不案内の事可有之候間、 絹 御 袻 44 釭 Ø) 私領に不限、 ğα ¥ 後に及候ては、 茶蠶に宜しかるべき土地にて糸綿をも仕出し候はど、 すべ 世上適用のためも宜しかるべく候、 て此等の物的質仕候者共、 共心得可有之事に候已上、 但桑蠶宜かるべき土地並糸綿仕立候事等 其利調の餘分の多のみにあらず、 縋

已五月

右御書仔之趣從||江戸|被||仰下||候閒、南北町中可相觸者也

正德三年閏五月二日

將

軍綱

吉

論

辩

の時 徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて か Ĝ 旣 įΞ 生糸 0 輸 岌 額 が 旇 Ų 和 糸 Ó) 利用及び生産 第二十五卷 ——三九 丘を疑脳 する 第六號 に至 りしこさが分 Τī

德川時代商業叢書第一收、絲餅記卷七

將軍綱 吉の時 か ら生糸の輸 入額 'n̈́ 減少したのは、 貞享二年以來支那及 (び和崩 の貿易

ታን

論

甇

徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて

定さ る 0 n た為 d) 叉生糸 なり外 Ö 貨物 <u>ئ</u>رر 相 對商 一覧と 75 0 12 ゟ に反 して、 Ŧī. ケ 所割 符 の商賣さして、 額 カジ 支 限

起ら 12 我 なか 'nż 圆 つた 0 酁 絲 ならば、 業 は 適 當 國 沟 に培 製 絲 は 業が n tz b 起らなか 0) Ť đ ると言つてもよいのである。 0 たで あらう Ď, Ġ 德川 胩 化 0 쀄 限貿易に依

入が

ij

ゕ

つた

ならば國內

織物業が起らなか

つたであらうし、

又國内織物業が

起

ŋ.

生

糸

Ó

需要

カ3

つて實

那商

和

蘭商

0

利

|益が少くなつたのに原因して居ることは言ふまでもな

ړې

それ

放外國生糸の

輸

3 ュ ス テ n ~2 ساد Ł あ 3

12 次ぎ ō) 文が

sich die Abrechnungen im 18.

der Europezen of Japan, S. Seide sogar ein jährlicher Verlust von 10000 107) ergab, drangen die Niederländer wiederholt Gulden (nach Meijlahn, Geschiedkundig Overzigt und schliesslich mit Erfolg auf Bereitigung

gewissen Teil des Umsatzes in Seide zu liefern の販 一質で一 萬 7 jν デン」の損失を爲 船貨の三分の一 は生糸で

73

b

n

ば

|制限を不便として倦まざる努力の結果、 の旅行記に、 **遂に之を撤廢するを得る** に至つた ざ云 ٤. 0)

である。

ŀ

ゥ

ン

~

n

ゕ

西曆一七七五

车

乾隆四十年の安永四年清の

0)

支那人普通の或は重要の輸

入品と

U

O) 15)

ならぬ

と云

3

和

謆

は

寶曆

Ŧī.

年

に絹

Verpflichtung, einen

Oscar Münsterberg, ibid, S. 239. C. P. Thunberg, Voyages au Japon traduits par L. Langles, Paris, 14) 15)

van

den

Handel

C. P. Thunberg, Voyages au Japon traduits par L. Langles, 1796, Tom. II, pp. 16, 9. C. P. Thunberg, Travels in Europe, Africa and Asia, London, Vol III, pp. 57, 43, 44. 16)

Jahrhundert immer ungünstiger gestalten uud sich 1755 (赘唇五年) beim Verkauf

叢 徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて

第二十五卷

四

九、三〇〇、八 h. 九 斤

見えない。 て 生糸、 までの和臈人の日本に於ける貿易の歴史や、 樂品、 **•** 1 ગેર્દ 人參等を掲げてあるの ساد F は其の著日本に於て、 Ę 和蘭人の此の年の輸入品には絹 西曆 貿易及 六〇 九 び航 4 の萬曆三十七慶長十四年、 洵 に闘 する規定、 七 年明 か 織物はあるが、 ら一八四二年平、治の 支那 人の 生糸は Ħ 本

於ける貿易等のことを記述の 天保の末まで支那人は 居 σ 生糸輸 3 に拘はらず、 ズの 狀況 生糸を記して居ない。 を知ることは 猶 日生糸を輸入して居ることは分かる。 出 成盤ス年 水な いが、 五八年 支那人の輸入品として猶ほ生糸、 恐らく ・我が國が米、 に入港した三艘の支那船 私は弘化。 露 闒 嘉永 奖 絹 織物を掲げて居る。 に至るまでも生糸を 佛諸國と條約を 安政十 五 六年 結 誾

して居るが、

和蘭の輸入品として種

t

Ø)

絹

緞

物(Seidenzeuge)を記

して

輸 ズし ŤZ ので 15 Ň か ど考 る

h

Ċ

鎖

國時

代

を終

5

12

安

政

Ŧ. 年

に長崎

t ī 大 林 あ 雄也氏 るが、 、編著大日本産業事 安政六年 **前の咸豊九年** 四暦一八五九年 蹟 12 我が には既に二〇、三九四、七九〇(和)斤を輸出 國 の安政六年 בלל ら明治二十一年まで の生糸の ī た様になつて居 輸 H 高 を載

二〇、三九四、七 九 〇斤

一、九二七、〇

29

〇 斤

る。

车

久 元

文

焦 Ŧ

延 政

元

年 年

第六號 五. 三.

> Ph. Fr. von Siebold, Nippon, herausgegeben von seinen Söhnen, Bd. 17) II, Leipzig, 1897, SS. 178, 179, 186, 187.

第二十五卷

四

文

久 年 二、九〇九、二四四

浦 瀧 淸 本 誠 Ŧī. 郎 の店 氏 0 頭 月 いに於て、 本 經濟史に、 甲斐島 我國生糸輸出の濫觴は、 川造生 一糸六俵 貨一 月俵 16 ፈ 安政六年六月二十八日橫濱市本 +* y z 人 1 ッ y * ハ或 = は ヤ人なりとも云イタリヤ人又は 咑 **3**.1 二丁目芝 z 1-

斤に付 と云ふ Ł Ō 分銀 始 めて 五箇 鶶 の價にて販賣 田造生糸二千 した 五百 3 Ē 斤を横 胚 胎 衔 Ļ Ĭ. 持 22 沝 年 ĚГ b ち萬延元年八月甲斐の商 芝浦 滑 五郎 を紹介して金一 人伏見屋忠 兩 に付 ä 乓 牛 衞

糸六十

四夕

0)

割

合

Ē

7

海

岸七番

1

*

IJ

ス

人

IJ

ス

٠,٧

n

~

ル

に販

一質せるに始まれることが書

Ç

τ

あ

る。 三年(文久三年)に於て生絲及び繭 〇〇俵 ふこさである。 w に及 Ī ッ び、 Ī r フ 八六五年乃至一八七〇年の五年間 4 レ ŧ Ţ サン ŀ" · ダー・ミチイのア 'n コッ زن ク18)に振っ 輸 出高 ると、 は二百五十萬磅に達 עונ J 既に西暦一八六〇年匆々一年の輸出 ッ > 0 傅 平均 Ę |輸出額は一三、六〇〇俵であつ 日本 Ų 朋 洮 外 0) 國 第四年 品 0) 輸 ズ 自 高 卽 15 b 生糸一、八〇 超過するこ 西曆一 12 八六 ۲, 굸

兀 支那 貿 易 0) 長崎 港に限定 せらる ۵ に至 9 事 情 並

と三倍像(輸入高八十一萬一

Ŧ·

・磅)で

あつたと云ふことが

巡べ

τ

あ

3

あつた様で ベ L 如 ζ, あ 支那 其 るが、 0 船 舶 楡 샜 は 入糸に ï 早 當時 < 永禄 は猶 1.糸割符 頃 より :明の外國貿易を嚴禁した時代で、 長崎 0 適 港 用せらる に出入し、 慶長元和 د に至りし次第 頃は既に其 0) 貿易

Ü

葡萄牙人は盛

h ŧ

15

程盛

んで

Ŀ

15

述

18) Sir Rutherford Alcock.

¹⁹⁾ Alexander Michie, The Englishman in China during the Victorian Era (The Career of Sir Rutherford Alcock), Vol. II, p. 116.

~ か つた様で カオ」から支那貨物を輸入して居たのであるから、 ある。 シ Ī ж, n ドに 支那船舶の貿易額と言つて格別のことはな

strenge verboten; japanische Handelsschiffe wurde ohne Pässe nicht zugelassen, und nur wenige chinesische fuhren er damals noch solche in Menge einfüren. Wärend der Ming-Dynastie war in China der Handel mit dem Auslande nur unbeteutend, da die Portugiesen es reichlich mit Waren jenes Volkes versahen und überdies auch die Niederländ-Solange die Portugiesen von Macao aus nach Japan den Handel trieben, war jener der Chinesen mit diesem Lande

と云ふ記事が見える居る。

im Geheimen nach Japan

長崎港草に「昔シハ入津ノ唐船何レモ小舟ニテ一般ノ貨物銀高僅カニ五六貫目 ョリ拾貫目

リノ荷物 ヲ積來り、 船敷ノ多少定マリモ ナク、 相對ノ商賣ニテ、 唐土 ノ人モ 縱文 7 = 近國所 , T k カ

揚テ、 役荷積 往來 鏠 トラ端物 シ 心ノ儘ニ逗留ス、 ナ ŀ 殊 申 ニ手輕キ唐人 ١٠, ż 端二銀一匁、 テモ檢使ヲ出サ 宿々ョ ٠, 荷物 荒物 y 'n ラ肩 ハ代銀一貫目 ハ唐船ノ入津ト間クト עונ ト云フ - 増き、 = ŀ 或ハ携ヘラ町中 ニ拾匁ヅツ、 Æ ナケ レ * ^ ٠,٠ ` 迎船ヲ出 船 買主ノ方是ヲ出 ヲ賣リ步 ⋾ り直 V チ _ ク ニ ニ己ガ知音ノ方 宿 何 ノ御構 ス フコ 身上宜 ŀ ヲ約 Ŀ =E ス ナ €/ ~ 荷物 + 2 唐人 宿 荷 Π 7

宿ス

n

Æ

アリ、

商賣甚ダ自由ナリ」と云ふ文が見えて居る。

論

蘐

徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて

第二十五卷

第六號

Ђ Т

當時は長崎ば

か

りでなく、

平戸其の

長崎

ニ妻子アリテ、多クノ人ヲ召抱ヘテ住居セ

ルモ所々ニアリ、

是等ノ者ノ縁家又知音ノ方へ

¹⁾ 長崎港草卷バ五

²⁾ 3) 朝野落開裏稿五百十一

五

六

於

rt

3

長崎

Ó

支那貿易に就

V۶

τ

第二十

Ŧ.

卷

他 0) 諸 继 ス 津 L 12 O) で ゎ Ó

閉3 Œ

ð, は 'n 願 Ŧi. 朝 其 鲆 島 ۸ 者多 娫 舊 43 Ŀ 戶 遁 夏桑 か n h 大 Ĺ h 12 人村 爲 萬 ረ 也 暦 め 長崎 船 附買 崇 諸處 蚁 旓 Z b 10 營 に着岸 獑 至 tr τ ħ, 3 者 慶自 す O) < 長注 소 み に日 1; 至本 Ď, 10 る天 b ^ ٤ 限 九 阴 州 Š 飹 隡 す・ ځ 就 座 清 嬓 申 |Sm[鸲 軰 久 長崎 حح 根 U) 兵 港 唐 亂 4年 E 人 大 着 前 財 12 船 博 物 起 を携 3, 多 ζ 豐後 ^ 水 詻 民甚 腁 τ 用 繁 內 7. 長崎 3 困 肥 な 厄 る 前 1. 故 住 1-

廏 長 ĴĹ 年 以 來追 17 長崎 1-7 唐 逝 事 Ш 冰 云 k 0) 記 事 か 見 えて 居 b る o

煶 當 長 ΗŢ -}-支 \overline{H} 那 年 船 奶西 舶 萬曆 醛二 は 三六 長 檹 ÀΟ 10 ð 來 12 廣 0) 東商 で あ 3 <u></u>ያ፣ 對4) Ļ 同 胩 12 日 本 他 0 12 誻 到 着 ul. 13 L ナこ 來 場 合 た Ę 0) T あ 何 Ō nτ 囡 其 Ŋ 島 0) 錔 k 浦 據 は Ų 10

來 心 任 b ---せ 42.44 腈 15 家 市 易 康 貿 n U) 貿 0) 利 k r 舶 到 得 12 べ ž L τ b ۲ ż 宇 許 譃 L z 12 檒 账 τ 0) 速 朱 か ΕIJ 狀 1. 長 崻 同 年 0) 12 堻 明 0) ť L 胍 둦 t 府 \sim O)

於

Ť

ó

葋

主

0)

周

悂

如

0)

H

本

E

悉 燢 ħ 諸 長 < 長 大 -|-何 名 崻 车 0 12 12 浦 τ 對 期西 商 萬曆 Ļ 唇一 貿 12 三六 唐 9 +-着 船 ~ ル-柱柱 à O) 儀 U) 曲 增 は 0) 朱 دیا 補 づ ဓ 塵 狀 長 **ታ**ን 12 z 日 記6) 加 賜 着 0) は 大 岸す 2 朋 tz 人 ځ 소 ģ r 云 書院 ዹ 記 船 事 主 12 延 仌 第資 見 元 和 買 车 異 せ 國

附

船

何

ĬĦΪ

12

着

<

۲

Ŕ

ح

r

奇

C

12

る

未

印

狀の

点一

極六

凹屿

四明

4-07

八

月

幕

府

t

+

~

き旨

| 輸告

L

12

8

下

知

採

などで

Ď

つ

ζ

其

0)

貿

易

は

(°E

1

朋

Ħ

U)

其

0)

阈

禁

を犯

L.

秘

密

(:

波

航

l

V

Ŧz

る密貿易

であ

る上

Ę

ę

ň

は

諸

港

13

分

גע

tz

n

て行

は

n

7

居

12

ので

あ

3

カー

b

長崎

に於

T

獨

b

<u>ج</u>ر ر τ Ā 居 逼 行 τ 0) 矿 六暦 神君賜廣東商船御朱印、異國往來及羅山文集跋齡明廣東商主書参 異國日記、 考加

⁴⁾ う 適航一覽参二百七、慶長十五年十二月十二日、福建道(省)の商民周性如とあり、 註に『本多正純より融魏省總督師子真に贈る泰悲、並に周性如に 賜ふ御朱印、 癥本朝通鑑、如官日簿抄柳營年表等には應天府の周性如とあり、應天府は南京 5)

其の 峈 # 支 當 郭 1 質 郞 ij. ÁĻ 易額 定 より 舶 관 カジ 幕 Ď, Ā 侗 大で 府 n どする考 10 0) 支那 浦 あ ō 12 貿易 着 12 とは ありしことは、 < %を長崎 ح 考 þ ^ Ġ 長 に限定せんごする考 临 n な 湛 Ċ 支那貿易 に於て 慶長 貿易 子 の當時 Ŧī. 车 す \sim 長崎 ありしことを示す 鄌 性 きこどを命 以外 如 0) 朱印 Ō) 諸港に於ても行はれしことを 狀 Ċ ŤZ 间 ė b 十六 Ō) 0) Ē で 年 あ f!Æ Ö) る 朱印 カ۶ 12 家 狀 康 之を長 は O) 在

誑 す 元和 ź b 二年六 Ø) Ē 月 あ 薩摩 る 领 主 (i) 明商 吝 -知會 l tz

和二 车 丙炭

元 年六 Ħ る鍮文に次ぎの文が ある。

汨

细

找匯摩州

餇

人大明

「跳」隔萬里之脩程「

虾

々泊|商船|省

自舌皆然、

땓 幕 處 以 為學性矣、 **將邱之絷心**、 Ҥ 施1令於南北1、 亦未,可,知 'nδ 家 康 是今商客之所将而能聞」也 0) Ű 不上符不上記、 Æ 日本風行草偃、 問客站 世 富 行之、 膊 설 [1] に於 背章1、 今也一官之號令、 是故體二官於長崎」、 τ 山,是视,之、 に支那貿易を長崎 自、今以往、 龍敢可,濫,之平、 4 雖,日,大明商船之隨,風而來,於我隆州之地: 雕立命。長崎爲門客之所止、 徒之招。張邦之商願、以爲其所,止之處奏、 涯 商客其念之、 に限定せん 復 ど考ふ 必 泊图 船於我陸州、 8 に至 頃刻不上於野船於我 þ Ĺ 以爲。貿易所,須之 は、 矢張 (地)矣、 h

板

倉伊

鴐

守

は

 \mathcal{H}

畿内

Ŀ

Ш

崻

長門

守は

西

圆

刲

方を擔當

論

叢

德

川時代に於ける長崎の支那貿易に就い

ċ

第二十五卷

四五

第六號

Ŧī

-Ŀ

切支丹宗門取

緇

ij

0

意

ī

Щ

Ţ

12

b

Ď

1

樣

Č

慶長

十六年

10

大明商客之所:得而知:也、 初 は 支 幕 一州宗 府 は 徒 重 を捕 ね 7 今日本有三一將軍1、 刨 縛 支丹宗門 L 實因之茲南商北盟指記 Ť 京 都 を嚴 10 送 發號 禁 h \mathcal{H} の城下なれば周性如の本國なるにやまと言つてある 特補慶長日記慶長十六年辛亥十一月廿八日、外番通書九、9 新御朱印、駿府記参照 通航一覧餐百九十八、福地源一郎長崎三百年間五六頁参照 通航一覧餐百九十八、英國日記 6)

明國書神君賜大明商

7) 8)

五

條河

原

12

於

τ

斪

戼

に處

L

Ť

居

る。

長崎

12

るこども

想

像

Ż

ņ

幕

府

の命

合を奉

じ從來長崎

以

卶

の

諸港に於て貿易を行

ひた

る支那

船

康

長

崎

12

利

な

淪

叢

は 舶 范 和 く長崎 二年四月に E 招ぎ、 妼 Ļ 將來 既に八月には幕府 長崎 以外の 諸池に於て貿易を行ふことを嚴禁した は前 逃 の如く唐船い うか たに着岸すども、 ものど見え 船主 <u>ځ</u> 0) 家

八月幕閣五人衆より平 任: か ₽, 商賣せしむべき旨海岸の面々に達して居るのである。 戶領主 松浦肥前守、 長崎奉行長谷川左兵衞宛送つた書簡 政柄 秘記 に元和 35 四 1年四暦一六 見えて居 3 四一 十八 請 Z 年.

脐 諭文は元和二 になつて、 年六月の 支那貿易を長崎 日附で、 に限定 未だ之を知 せんどする政策を一 らな カマ 5 た様 時緩 で あ ప్ 和 U た様で 彼 は 支那 あ á, 貿 易 0) 薩 長 壓 緕 0 島 12

津家久 集泊 13 せらる う が Ø 旃 た譯である。 此 の渝文 どなる **トと云ふこども實際** Ē を發する 0 遠 : か 瞆 らざるを以て、「姑待之」と言つて支那 ン ス 自 こに於て **ラ** ら知 'n ~3 らな 到 Jν ヒ₁₀) に、 底長 733 つった間 く行 支那 は るべ Ę 人和關人の きに非 既に豫期通り み日本 Ś を豫期 商客を慰撫 薩摩に於ても貿 に於て貿易 じて 嶐 壓 0 居 から)特占權 ŧ る 易 た 0 支那 ታ፣ で を有 出 あ 貿易 來 5 3

限定

樣

あ

0)

は除程面白

1

ることに

關

支那

どの貿易は一部は長崎に於て一部は薩摩に於て行はれて居ることを述べ

が

船

0)

忠將

軍

0)

n

に追

丽

唐

船之儀者何方へ着候共船主

|次第於其所可賣買旨被仰出候」ご云ふ文が見えて

居

る。

秀

τ 9) 政柄秘記二

Oscar Münsterberg, ibid, SS. 98, 99, 4

10)

Der Verkehr mit China war ein doppelter, teils über Nagasaki, teils über Satsuma......Der Umsatz mit Satsuma

Jahrhundert auf 125000 Taels (千二百五十賞目) festgesetzt, aber eine Kontrolle dürste kaum möglich

於て到底長く行はるべきに非るを期待しつへ、 寬永十二年 明の崇禎八年四暦一六三五年 支那貿易が長崎に限定せらるへ樣になつた後も、 矢張り實際に於て領内の諸港を支那貿易 薩摩はそれも實際に 船の 集泊

所になし、 漂着船の名を以て密貿易を行ふここを看過して居たのでは ない か。 さうでなけ

n

は薩

摩が其の領内の諸港に於て唐通事の職側を設けて居たこさも理解は出 來ない。

長九年以來、

絲割符の制が始まり、

外國輸入の生絲を、絲割符人と稱する堺、京都、長崎等に

n ゕ゙ :寬永八九年頃まで支那船舶 7の輸入生糸に適用せられなかつたのも、支那の貿易額が未ださ程

る。

に多くなかつた證據さ考ふることが出來る樣であ

リッ Ļ ク・ブ それが當初に於て支那船舶の輸入生絲に適用されなかつた證據は、平戸の和關商館の ロッウエ ルのバタビア總督宛、西暦一六一三年(慶長十八年)二月十三日付背簡(Oberkauf-

論

醬

於ける特定の商人に購買組合を組織せしめて特占的に購買せしむることへなったのであ mann Hendrik Brouwer an General-Guvernor Pieter Both in Batavia vom 13. Februar, 1613) L' chem Geld und gangbaren Gewicht ungefähr 180 Dukaten das Pikol ausmacht. Und die Castilanen(西班牙人)Chines-Dieses Jahr ist der Pancado (創符賣直段) auf 150 Thail (銀一貫五百匁) oder Dukaten das Pikol, 徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて 絲割符のことに就いては別に述ぶることへ 第二十五卷 一四七 第六號 was in gewöhnli-Ħ. るが、 儿 ハヘンド 東亞經濟研究昭和二年十月號

11) 12)

XXXVIII-XXXIX. Oskar Nachod, ibid, Beilage 12, S.

論

畿

und Holländer, die von dieser Plage frei sind, haben ihre (Seide) verkauft zu 200 und 210, was ein grosser

と云ふ文である。 ナホ ッドは之を根據として、葡萄牙人は當時實際に外國貿易を占有して居たとい

言つてよいのであるが、 人及び支那人は此の制度に對して全く自由であつたと言つて居る。葡萄牙人は一擔につき百五十 此のバンカドーの制度の下に置かれたるは彼等のみで、 和關人、 尫 IJ. 矛

糸は割符絲として割符商人の定めたる値段で賣らなければならなかつたのに對して、 テールで賣らなければならなかつたが、支那人は二百ラールで賣ることが出來たのは、 後者は市價 前者の生

で自由

に収賣することが

治水

たからである。

支那

船

な かつた か 『舶の輸入生絲が何時まで「パンカドー」の適用を受けず、さうして制符絲として取扱は 何時から割符絲として取扱はるく樣になつたか。ナポッドに西曆一六三五年、寬永

n

十二年和蘭船舶の輸入生糸が「パンカドー」卽ち割符糸寶値段が定まつた上でなければ賣られない ことになつたことを叙し、 holländische Seide solle ebenso wie die der Portugiesen und Chinesen dem Pancado unterworfen werden, da sie sonst Wie Findadonne (榊原飛頭守) ihnen mitteilte, waren es die Vertreter der 5 Reichsstädte, die verlingt hatten, die

Oskar Nakhod, ibid, S. 154.

と言つて、葡萄人や支那人の生糸同様、 和蘭輸入の生糸が「パンカドー」の制下に置かれなければ

nicht dabei bestehen könnten

13)

4 ならぬことを主張 大 賣 ታኔ な事 麄 割 糸 私 狩 þ; 毆 は 糸 割 俥 支 10 ご考 符糸 깳 さな 依 船 つ ځ て つ 舶 tz る 0) 卣 Ę Ĺ 臿 O) D 6 取 1z 亚 は T. 7 扱は るは 輸 何 đ) Ū る。 入品 탉 n n 五箇所の C ば て居たこさを認 あ Z 12 13 12 る る Š 生 1-か 13 糸年寄であつたここを述べ 絲 b Ų٠ 拘 が自由貿易 捌 は 限貿易になつたと 云ふことは、 らず、 8) τ 長崎 居 か Ġ 3 制符糸即ち b O) 記錄 0) C あ に於て、 て居るのは、 ಸ್ಥಿ の割符商 Ł 私の知 n なら 人に依つて 支那貿易 ば支 當時支那船舶 る限 那 h ح 定 船 Ċ 舶 め は Ġ 輸 Ł 微輸入の 徐. n ス n 生 程 tz カゞ 8 重

居 万 Ļ١ رن は どう Ĺ たことであらう カコ o 寬 永 十二年長崎奉行 i. 對す っる幕府(の十七箇 條

明 wen 小 σ Ę 御 船 ź. 條 13 Wenn 0 sie なつて Ξ B wollen, 0 ことに候 中 der زز Preis 簡 verkaufen 見計 絲 der Ö म 外諸色之儀、 申 Seide 付事」 lassen, festgestellt, 0) ausgenommen 條 絲 Ħ 之 値 dann **д**; 段 あ 極 die soll ځ د 6 Chinesen. 候てのう Ι'n ナ 713 alle ッ ŀ, Lasst anderen 0) ッ 相 7 diese 對 ~ 火 Waaren ン 第商 E. 14 ሳ 買 ihren ン ungezwengen, 可 11 壉 供 Waaren 0 但 12 唐 獨 災 船 (da は

・史は之を採用して居る。 YOn 舶 kleinem 通航 U) 德川 小 ·時代に於ける長崎の支那貿易に就いて خ ___ ζ, 覽(奉行 Wert 隨 2 sind)so 組御 て其 大 外條 八濺省編 呉力同心等と除日並務方と 0) handeln, 輸 鴔 貨物 ;= 0 纀 H 本經 の價格 wie es ろ ۲ 濟 寬永十三年丙子五月十 财 の大ならざりしことが Euch 政 第二十五卷 史料 dünken (引 用 __wird, redlich 御 四 觸 JL 害古三十 分 Ĺ か Ħ 弟 ろ 。 六 になつて zu ġί. 號 sein, 此 の は 六 寬永十 扂 條 ځ る あ П j O) 錢 長 14)

當

H.F

支那

船

せら

Ĺ

ū

崎

略

叢

Sic.

doch

Français Valentijn. Oud en Nieuw Oost-Indien, verhattende en uitvoe-Verhandlinge van Nederlands mogentheyed in die Gewetzen, rige V 68–98.

Oskar Nachod, ibid, Beilage 42, SS. CXXXIV-CXXXVI. 15) 16) 長崎異國通面總括部、長崎叢書三、 長崎略史上卷參照

年甲戌五月二十八日になつて居る。然るにナポッドに、

einstimmend, jedoch etwas verkürzt, findet sich bei Montanus (Gedenkwaerdige Gesantschoppen der Oost-Indische Maetschappy in't Vereenigde Nederland, aen de Kaistren van Japtn; Amsterdam, 1669), Seite 53-54; sonderbare Weise verlegt Montanus dieses Schriftstück in das Jahr 1665 und sigt: "Unter dieser berühmten Order stand: das Verödentlicht in der holländischen Uebersetzung von Valentijn, Seite 98-99. Eine andre Wiedergabe, im Sinne über-

. 7. Dezember 1635 eingetragen. ist die Verordnung auch in dem Tagregister der holländischen Faktorei zu Hirado nach Angabe von Valentijn unterm abschnitt Quanje (富永), der von 1624-1643 dauerte; mithin entspricht das 12. Jihr unserem Jahr 1635. Uebrigens zwölfte Jahr von Kaiser Quane. Dies ist aber weder der Name eines Mikado, noch eines Shoguns, sondern der Zeit-

部商法 に寬永十一年、同十二年の下知狀には、唐船は小船の事に候間、 を叙し、寬永十年の下知狀を載せて居るが、それにも此の同じ條目が見え、其の割註 の文があり、寬永十二年に發せられて居るこさは明かな樣である。通航一覽長崎港異國通商總括 等停止質 の條には、寬永十年、十一年、十二年老中より長崎奉行に下知狀を出したること

とを規定したる條項がある。ナホッドはそれに關し、 如くなるべく、又其の他の貨物も長崎に於て生糸値段の定められざる以前に賣らるべからざるこ 此の寬永十二年の條目には、平戶に入港せる船舶卽ち和巓船の輸入生糸も長崎の生糸の値段の 見計可申付事とありと言つてあ 按ずる 17) 17, p. 244.

క్త

- Oskar Nachod, ibid, Beilage 42, CXXXIV.
- 18) Oskar Nachod, ibid, Beilage 42. CXXXVI. Art.

men durften, trotz des in China bis zum Sturz der Ming-Dynastie (1643) bestehenden Verbots gegen den Verkehr nesen gestellt wurden, welche um diese Zeit begannen, vielleicht weil die Japaner nicht mehr nach Formosa kom-Eine für die Holländer um so härtere Beeinträchtigung, als sie dadurch zum ersten Male ungünstiger als die Chi-

mit dem Ausland mit Handelsschiften in Japan zu erscheinen.

かき と述べ、始めて和關八の貿易は支那人の貿易より不利益の地位に立つに至つたことを 指 摘 し た 此の ・時は旣に支那船舶の輸入生糸が割符糸さして取扱はれ居た筈であるこさは、 前逃 つめ如く

和蘭人の貿易は支那人の貿易より不利

ナ 益 |の地位に立つとはどう云ふことであるか。私はこれは當時支那の輸入貿易額の猶ほ甚だ大なら नेः नेः ッドも之を認めて居るのである。それにも拘はらず、 既に其の糸は割符糸として取扱はれて居るに拘はらず、葡萄牙船舶輸入の生糸の 如く、

嚴重 拘はらず、 るのである。支那貿易として割符糸の制度が適用さるヽに至つたかどうかは重要なことであるに |に適用されず、又適用さるヽに及ばざる樣に考へられて居たことを示すものでないか 長崎 の記錄に於てそれが明かになつて居ないのも、 これが為めではな יט か。 . と考へ

ら適用さるへに至つたか。私は之が正確なる時日を證明す るこ こ は出來ないが、 然らば寛永十二年旣に 支那船舶の 輸入生糸が 制符糸の 制度下にあつたとして、 絲割符御由緒 そ れ カジ ~何時か

天川船、 唐船、 白糸 黄糸、 小貴糸の外、 朴武系、片より糸、 飛紗綾、 縮緬 其外糸織物分、悉割符方 ′ 被示 置]配 分 第六號 大三

第二十五卷

二五

Ę

_

簽

徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて

讑

伐

此節大割符と稱申候、

寛永九申年より織物の類不が別下置い、

糸類計被仰付,

第二十五卷 五二 第六號

六

1/0

徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就

と云ふ記事が見え、 糸 亂 記₂₀₎ 寬永 九年 明の崇禎五年四暦-六三二年 には 旣 Œ 支那 輸入生糸が 制符糸となつて 居 た様に考

べ

られ

3

E

も寛

兆八年

末生糸が

江

戶

垗

戻

長崎

O) 四 餢 肵

ί)

割符

とな

Ď た

3

こごを

述

題 κ 日 <

百 = -4-丸

白

杀

白

糸 百 丸

白 白 糸 糸 百 Ħ + 丸 址

╮ ╮

右は大明より來りぬる糸の多少により、 年々其高に割符候ぬ、

> 弘 ÝΙ 涥 堺

胁 F

用するに至つたのではあるまい ` なり、 糸の不足を感じ、 支那船舶 輸 入の生糸を以て補足する必要あり、

と言つてあるのを見れば、 寛永八年にこれまで三箇所 か。 in は私の推測として讀者の批判を乞はんとする所である。 割 符であつた生糸が 四簡 糸制符制を以て之に適 所割 符ざなるこ